

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									団体名	支障事例			
25	B	地方に対する規制緩和	その他	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合(システム改修に期間を要す)には、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。)	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)において、投票所経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の取扱い等は、選挙ごとに発出される国(総務省自治政局選挙部管理課)からの通知に基づき実施している。 【懸念の解消策】 本件のように、改修の要因が法改正等により明らかであり、かつ履行期間等により通常のルールでは、準備が間に合わない執行経費は、監督官庁(総務省)との協議を前提とした上で事前着手を認め、次期衆議院選挙執行時に実績報告を行い、2重にチェックすることで、適切な執行経費の計上が可能となると考えている。	総務省自治政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付け総行管第333号)	総務省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会		北海道、盛岡市、川崎市、大阪市、兵庫県、出雲市、山陽小野田市、高松市、熊本市、中津市、沖縄県	○選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の表示登録に係る法改正時においては、特例的にシステム改修に係る経費について、国の予備費による補助制度が講じられたが、当市においては、システム改修が業者委託となるため、年度末までに間に合わず、結果的に表示登録部分の改修費が自治体の全額負担となった。 ○衆議院の区割り改定が行われた場合、投票速報システムの改修が必要となる。改修には一定の期間が必要である一方、改修着手は選挙執行年度と同一年度でないと執行経費の対象とならないことから、衆議院の解散後でないと改修に着手できず、対応に苦慮している。 ○民間企業が開発した名簿調製システム、期日前投票管理システム、当日投票システム及び開票システムを導入しているが、元号改正に伴う改修や公職選挙法の投票の無効事由の改正に伴う開票システムの改修に多額の経費を要している。公職選挙法の改正でシステムの改修が必要となる場合には多額の経費が必要となる。			
26	B	地方に対する規制緩和	その他	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議金への諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第1項、第238条の2第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に代って、議金への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。	本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審理員を指名して審理手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審理員意見書が提出された。 改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査法等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議金への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。 したがって、本市では、議金において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審判で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議金手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議金への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、議金手続の終了を待たなければならない。 加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査法等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることが、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。	審査請求人は早期に裁決を得ることができ、早期の権利利益の救済が図られる。 また、保育料決定処分に係る審査請求に限って言えば、公立・私立の保育所の違いによって審査請求人が裁決を得る時期の不均衡が解消される。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の2第7第2項、第244条の4第2項、行政不服審査法第43条	内閣府、総務省	下関市		新潟市、神戸市、高松市、宮崎市	○当市においては、地方自治法の規定により議金への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議金への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、議決の結論(認容/却下)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議金に諮問することとなる。議金においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなどされる機会が増えている中、たとえ個人情報には伏せた形であったとしても、事業の概要については知られることとなるため、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。		
27	B	地方に対する規制緩和	その他	自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。 当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。 このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。	自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務を私人に委託することができることにより、自転車の保管・返還業務とともに徴収・収納業務も私人が実施可能となり、効率的な業務委託を実現できる。	自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	内閣府、総務省	京都市	新潟市、熊本市	○当市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考えられる。 ○当市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。			
28	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に対する損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収できる公営住宅及び施行令の改正	公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に対する損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収できる公営住宅及び施行令の改正	県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間に生じる損害賠償金については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条第2項第38条第3項及び第4項)と定め、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例、規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金額」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り直し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。 当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。	専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収業務を効率化することができる。	公営住宅法第29条、第32条 地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	総務省、国土交通省	奈良県	宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県	○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡しを請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡し請求訴訟を提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額(以下、損害賠償金という)を徴収することとしている。明渡し請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、本市で直接対応している。貴県と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 ○当市においても、県営住宅退去者の滞納家賃と損害賠償金の回収業務では、滞納家賃は民間会社に委託し、損害賠償金については職員で行っており、非効率であると感じている。制度改正により、滞納家賃と損害賠償金の回収業務を一体的に委託することが可能になれば、回収方法の選択肢が増えることにより、効率化を図ることが期待できる。 ○当県では、県営住宅における高額所得者への住宅明け渡し請求(県営住宅条例第29条第3項)を実施しているが、明け渡し期間後、退去しない者に対し、近傍同種家賃額の2倍の額を損害金として徴収している。(県営住宅条例第30条第2項)当該損害金は、地方自治法施行令第158条に規定されないため、県で調定及び徴収しているが、住戸内には家賃に近く、家賃徴収を委託している先で家賃と同様の徴収事務を実施した方が効率的と考える。 ○当県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一時的な債権回収を図ることが効率的である。			

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									支障事例			
											団体名			
31	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄の削除	住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。 【例：住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえ、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「同一性(性自認)」とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いることが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。	住民基本台帳事務関係様式から性別欄を削除することができれば、申請者の心理的負担を緩和することができ、申請者一人ひとりの人権に配慮した窓口対応が可能となる。	「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)	総務省	特別区長会		石岡市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊明市、京都市、岩国市、徳島市	○申請者から性別を記載させることに対し、「性的虐待を受ける」と苦情を受けた事例がある。制度改革により、当事者の心理的不安が軽減される。 ○必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点からも不要な性別欄は廃止するのが適当ではないかと考える。		
32	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書は、有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	マイナンバーカードと搭載された電子証明書の有効期間が一致していないことについて、有効期間の一致を含め、必要な対策を講じることにより、所有者の認識誤りによる電子証明書の失効を防ぐことができる。また、国や自治体への問い合わせが軽減されることが期待できる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	総務省	特別区長会	苫小牧市、中標津町、大船渡市、いわき市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、糸島市、大村市	○有効期限の相違によるトラブルについては、おそらく全市町村が懸念している。 ○マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないことは、交付時に説明しているが住民には認識が乏しい。 ○今後マイナンバーカードによる行政手続を推進していくならば、高齢者にもわかりやすく、利便性のあるものにしていくべき。複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。 ○今秋から来年度にかけて、電子証明書の有効期限が切れる市民からの問い合わせや更新の手続きで混乱されることが予想される。 ○マイナンバー制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために住民が市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方法を検討するよう要望する。 ○当市では、マイナンバーカード交付時に券面に電子証明書の有効期限を記載し、カードの有効期限と相違があることを説明しているが、更新手続きが面倒として一致していないことに対する苦情を受けることもある。国々への更新案内があった方がよいとは思っているが、現行の住基ネットシステム機能では、該当者の抽出機能がなく、案内送付には費用や作業時間を要し、市町村の負担となる。 ○当市にも同様の問い合わせは数件あり、今後はトラブルも予想される。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば良いとは思いますが、暗号化技術の進歩等危険性があるのであれば、必ずしも同時である必要はないと考える。ただし、当市で有効なマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を一括で把握できる機能があれば、市町村ごとに対応策も出てくると想定する。 ○交付時の有効期限の説明時に、「分かりにくい」と苦情をもらうことが多い。 ○マイナンバーカードの普及促進に取組んでおり、今後益々カード交付に伴う事務手続きが増える中、電子証明書の更新申請手続きのための事務手続きが加わることで、自治体側としては事務負担となることは明らかである。また、電子証明書が失効したことでカード利用ができないことでの問い合わせや、カード所持者が更新申請のため来庁が必要となることから負担を強いることになる。 ○住基ネット端末の設置数等の物理的な制約により、マイナンバーカードを扱うことのできる窓口ペース数は限られる。そのため、更新手続きが多いほど滞留することとなり、待ち時間の増加に繋がる。 ○交付の窓口で、日常的に来庁者から電子証明書の有効期間について懸念や要望が多数聞かれる。具体的には「免許証のように通知が来ると思っていた」「5年後に必要な事項を覚えていた自信がない」「いざ必要になった時に期限が切れていて、更新のために結局役所に来たら、利便性を感しない」といった内容が多い。カードとの有効期間の統一や更新通知の送付等、住民の利便性に寄与する具体的な対策を要望する。また、電子証明書の更新時期までに各自治体が十分準備できるよう、更新対象者の人数の情報提供を変更する。 ○令和2年から電子証明書の失効が始まる。税の申告時には実際申告ができないという問い合わせが多数予想され、多数の電子証明書の更新希望者が窓口に来庁すると想定される。 ○マイナンバーカード交付の際の質問に多く挙げられるのが、カード本体と電子証明書の有効期間不一致である。実際に説明を行ってもご理解いただくに苦慮する事項である。			

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
38	B	地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(CIAR)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクリアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえ、関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(CIAR)等を定めた要綱を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクリアが関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまどめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらいつらいつらおかれている。具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クリアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前にJETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	関係省庁とクリアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、宮崎市	○平成31年度JETプログラム人員割金費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした金費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。		
39	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始める時期)までには通知等の文書を出すこと。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クリアが発出する新規配置要望の調査に係る文書が双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIARの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる金費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考え。○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めれば要望をできた可能性がある。		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
49	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く) 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の規制緩和	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。	【現行制度】行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買って伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報と不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行うおいても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能となることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第28号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月20日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		<p>苦小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市</p> <p>○各種補助事業で行う森林整備にあり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 ○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していく必要があるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照会のみでは、現住所に所有する者の特定が難しく、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に限定されてしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。 ○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考え、令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしたい。同じく令和元年度から市町村への課税が始まった森林環境課税制度とすることができ、新たな森林管理システムも始まり、森林整備に円滑につなげていくために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。 ○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。 ○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことと林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ることも考えられる。 ○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。 ○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用促進に資する、林地台帳のほか、森林の土地に関する事項の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。 ○本市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。 ○提案書が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。 ○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用して以上で支障になりかねない。 ○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報(土地の所有者となった者の届出義務がない)所有者情報を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができず、そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。 ○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめの作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けられることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を待っているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。 ○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるとところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。 ○本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>			
54	B	地方に対する規制緩和	その他 交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。 平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。 【平成30年度事務処理日程】 平成31年3月22日(金) 交付決定 平成31年3月26日(火) 県会計担当部署に持ち込み 平成31年3月27日(水) 会計担当部署における確定処理 平成31年3月28日(木) 市町村口座への振り込み	年度末であっても、3月上旬は3月下旬に比較して多少の余裕があることから、国からの交付決定を3月上旬に前倒しすることで、交付金受け入れや支払い業務に係るミスの防止や事務処理の円滑化が期待できる。	道路交通法附則第16条	警察庁、総務省	山梨県		岐阜県	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払ふこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日中で3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
65	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じた条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。	公害審査委員候補者の委嘱期間については、公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求めている。	改選事務に関係する職員、公害審査委員候補者及び候補者の所属する団体の事務職員の事務が軽減化。	公害紛争処理法第18条第1項	総務省	山梨県		長野県、鳥取県	○当県においても、1年を超えて再任される候補者が非常に多い。		
64	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。	【現行制度】 固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。 【支障事例】 森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱ってしまいがちで、当該制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。 また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための土地使用承諾書(を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になると、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林登計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の依頼及び依頼後の森林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。 ○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとす」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができます。林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。 ○提案者が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。 ○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱ってしまいがちで、当該制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。 ○「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自動努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第17条の2(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならぬこととなっている。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の届出資料として登記事項証明その他の原簿を証明する届書の提出が必須でないことから包括承継人の確認が申請書のみ確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なっていた状況で包括承継人の届出のみで森林施業の集約化や路網の整備を進めることとなり、包括承継が確実に行われていない場合、森林施業により施業同意や収益の分配などで支障が生じている。当市としても、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、相続がなされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求める。 ○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報か、(土地の所有者となった者の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができている。そのため、経営管理意向調査を行う際森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。 ○以下の支障が生じている。 ①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。 ②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。 ③地域林政の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」・「森林簿」にしていくためには、必要不可欠なものと認識。 ④町有林の管理・整備に当たって、隣接所有者探索に多大な時間と労力を要している。 ○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「別に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めながら、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものも多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記入が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめ作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も進めることができる。林業専用整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。 ○大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が本籍地でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ追跡が困難となっている。 ○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。 ○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、送付物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。							

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
72	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	・マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付まで(約1ヶ月以上の期間)がかかり、即時対応ができない。 ・再交付手続きを行わなければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 ・転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまふ所持者も多い。 ・再交付手続きは、再度の写真が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取り可能な通知カードに切り替える所持者もある。 ・再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更が可能となるため、再交付が不要となり、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることがなくなる。	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180629 案件ID11054」	総務省	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高岡町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	住民基本台帳カードはシール貼付が認められていたが、マイナンバーカードに代わり、利用している差し込み式の1分タイプで、シールを貼りつけた上で複数回、検証実験を実施したが、支障はなかったため、国でも一定の検証を行っていたが、統一規格のシールの配布対応を希望するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカードの追記欄が狭く、すぐに再交付手続きが必要となり、所持者に不便が生じている。 ○追記欄に余白がなくなり、転入時、余白がないことによる説明等、対応に時間がかかっている。また、異動の多い春に集中するため、窓口対応に支障をきたしている。 ○転勤が多い住民の場合、再交付手続きに1ヶ月以上の期間がかかること、再交付申請中に転出する可能性もあり、その際には、カードが廃止となってしまふ。再交付し新しいカードが届くあいだだけでもシール添付対応ができるとカード所有者及び自治体にとっても事務の軽減が図られる。 ○転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまふ所持者も多い。再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。 ○マイナンバーカードの券面事項変更が狭く、場合によっては2回ほど転入をすすと満欄になってしまう。転入が多い市民ほどマイナンバーカードの再交付に時間がかかると、次の異動がかかってしまうという可能性としてはあり、マイナンバーカードを持つことのメリットを感じられないどころか、手続きが面倒だというデメリット面が強調されてしまうのではないだろうか考える。 ○再交付には、写真が必要となり、また申請に再交付を要するなど負担が生じている。 ○今後マイナンバーカードの健康保険証利用が本格的に実施される中、再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者に対し不都合が生じるため、追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更を可能とし、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることのないようにすべきである。 ○当市ではタブレットによる無料写真撮影や申請時来庁方式の導入予定により、再交付申請による住民の負担は軽減されるもの、交付までに1か月以上の期間がかり、マイナンバーカードを唯一の顔写真付き身分証としている場合は、交付までの間、本人確認となる書類が手元から無くなってしまふ。 ○券面記載欄が小さく、文字の大きさに統一性がないため、1度引越しただけで満欄になってしまう市町村もあり、カード保有者に迷惑をかけている状況である。 ○在留区分が中長期である外国籍のかたは、在留期間更新の都度券面に有効期間変更の旨を記載することから、すぐに追記欄の余白がなくなり、再度個人番号カードの交付申請の手続きをお願いしなくてはならない。このことが、外国籍の方へのマイナンバーカードの普及促進にも妨げになっている。また、追記欄に余白がなくなった場合に再度交付申請の手続きをすることは、写真の用意、受取りのための来庁等、申請者の負担になっている。 ○追記欄の余白が狭い状態で転入してきた者については、現状、その場で継続利用処理が行えず、再交付申請が必要となる。しかし、再交付申請にあたっては、写真が必要であることから、転入手続きの際には申請がなされず、転入届出後90日以上が経過し、カード機能が廃止となる転入者が多くなっている。 ○満欄となった市民に再交付手続きを案内し、場合によっては失効する旨を伝え、苦情をもらうことが多い。 			
81	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようとする金融機関も被災しているため、災害応急対策活動の支障が生じていた。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市においても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分らない災害に備えて職員が現金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で現金を配分することも、現実的でない。 【具体的支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、ハンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成20年8月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的論点整理」がまとめられ、その中では、立替払いによる支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払いについての項目については記載がない。	迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施により、住民サービスの向上が図られる。	地方自治法第232条の5	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	別紙あり	宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年7月豪雨で、緊急的に物資調達をしなければならなくなった際に支障をきたした。災害時の緊急を要する場合や、やむを得ない場合は認めていただきたい。 ○当市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の朝倉豪雨をみると、同様の大規模な災害等も起きておもしろくない状況が予想される。 ○大規模災害を想定した場合、同様の課題を抱える想定されるが、現時点での支障事例はない。 ○平成30年7月豪雨において、被災地へ派遣している職員へレンタカーの燃料費を渡していたが、想定より不足したことと、急遽派遣職員に一時的に経費を負担してもらったケースがある。本来認められない事務手続きのため、請求書などの記入が必要となった。災害発生時において、派遣先での経費の不足及び至急の支払の対応については、立替払いしか対応できなかったため、やむを得ず今回の対応となってしまった。 ○当市では、地震災害時に停電で指定金融機関から口座振込、及び資金前渡による現金の払い出しも受けられなくなった。このためゴミ収集車のガソリン代の支払いについて、職員による立替払いを検討した経緯がある。 ○東日本大震災発生時には、公用車の流出等によるタクシーの値上げの増加、ガソリン等の納入可能業者(平時は単価契約による実績払い)から現金購入を要求される等の状況となった。しかし、沿岸部の出先機関が被災し会計事務が執行不能となったほか、金融機関も被災していることから、資金前渡や常時資金の準備が間に合わなかったため、やむを得ず職員による立替払(実績:104件)を行うことで、震災対応業務を継続させることができた。そこで、今後の災害対応等を見据えて常時資金上乗額(現行:30万円)を引き上げる検討を進めているが、常時資金では対応できないケースが想定されることから、立替払いについても制度的に位置づける必要がある。 常時資金では対応不可能な事例 <ul style="list-style-type: none"> ・常時資金をしている出先機関自体が被災した場合 ・常時資金を超える支出が必要な場合(多額の現金を保有することは、公金管理上のリスクに繋がる) ・常時資金を管理している金融等を管理している職員が発行できない場合 ・職員が公用車出張中に被災し、道路が寸断し大きく迂回することを余儀なくされ、ガソリンが不足した場合 		
84	B	地方に対する規制緩和	その他	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について	【現行制度】 不服申立てしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決等を有する権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)、総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申し立てがなされた際の審判員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参照しているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されなければ、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	「裁決等の内容」だけでなく、添付の裁決書本体(PDFファイル)も検索対象とすることで、事例の絞り込みが容易となり、効率的な事務の執行が図られる。	行政不服審査法第85条	総務省	石川県	群馬県、荒川区、新潟市、浜松市、京都府、鳥取県、岡山県、高松市、熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ○裁決に当たって重要なのは、認容等の結果よりもその理由付けである。現状多くの自治体では、「裁決の内容」に裁決本文のみを掲載しているため、キーワード検索によっても裁決理由について調べることができず、あまり検索の意義がない。当市において行政不服審査後の答申書の作成に当たり類似事例の検索を行った際も、提案団体の事例のように一つ一つ添付ファイルを開くこととなり、事務に多大な負担をきたした。 ○生活保護に係る審査請求については、全国的に類似する内容の請求が多いものと推察されるが、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」において、裁決書本体(PDFファイル)が検索対象外となっており、事例の絞り込みができず、検索に苦慮している状況である。 ○データベースの検索方法としてキーワードを入力する欄もあるが、検索対象が裁決書本文の内容ではなく、各行政庁が任意に入力した「裁決内容」欄に記載されている文言に限定されている。したがって、処分根拠法令による検索が主要となり、事例の絞り込みが十分でなく、実際に検索したい内容より広い範囲を設定して検索する必要が生じている。 ○裁決・答申書の作成の際、データベースを活用して、類似の事例も参照しているが、データベースの裁決内容・答申内容の欄の記載が簡潔なものも多く、同様の記載のみが検索対象である現状では、探している先例を発見できないことがある。 			
103	B	地方に対する規制緩和	その他	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分については、その意義について明確化を求め。また、9月ヒアリング以降、財政事情に特異な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	1月ヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月中旬～下旬 【必要人員】2名(財政課職員) ※さらに全部局に調査を依頼している。 【総務増加】4時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日出席するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒアリング時から1月ヒアリング時点へ更新した今後補正見込額である。本県の場合、例年であれば、12月補正で大きな動きはなく、また今後補正見込額も執行見込みの確度の高まりによる減補正の増である。特別な動きはないことが通常であり、1月ヒアリングの省略は可能であると考えられる。	担当者の働き方改革につながる。	平成30年12月25日総務第265号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(無会)」	総務省	岡山県	川崎市、上越市、奈良県、鳥取県、島根県、広島市	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県の内容が一部含まれているため、市町村ではヒアリングが実施されていないため、すべての項目が該当するわけではないが、12月は予算編成時期で繁忙期のため、極力減らせる調査は、効率化を図る方が負担が減少する。 ○1月ヒアリングの資料準備は、次年度当初予算編成中の作業となり、担当者の負担が大きく、超過勤務時間の増加につながっている。例えは、1月ヒアリングにおいては、9月ヒアリングまでの各団体の状況に応じてヒアリング対象団体を限定したり、団体個別の事情に応じてヒアリング内容(作成調査)を厳選するなどの対応が可能と思われる。 ○1月ヒアリングの資料作成、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。また、4月、9月のヒアリングの資料作成についても、同程度の作業負担を要している。 参考：1月ヒアリング作業について 【作業期間】12月中旬～1月上旬 【必要人員】2名(財政課職員) ※さらに各局に調査を依頼している。 【資料作成に係る時間外勤務】50時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月中旬がピークであり、12、1月の退庁時間は23時を超える日が続く。ヒアリング資料の作成によりさらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同日とするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減・簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数の統合について検討していただきた。 ○現行のヒアリング時期は、当初予算編成業務のピーク時であり、上記の説明業務は負担となっており、全体業務にもしわ寄せが生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られた。 			

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									支障事例				
											団体名				
113	B 地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	<p>税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムでのデータ連携の対象とすることを求める</p>	<p>地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体にデータ提供したいところ。現在はe-Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税青色申告決算書等)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供いただいている。)</p> <p>一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。</p> <p>確定申告時期の2月～7月までの期間に、各県税務事務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。</p>					<p>所得税申告書の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総務省第7号 総務省自治税務局企画課長通知)</p>	<p>総務省、財務省</p>	<p>岐阜県</p>	<p>岩手県、福島県、白河市、栃木県、埼玉県、千葉県、稲城市、練馬区、八王子市、新潟市、三笠市、富山県、石川県、都留市、豊橋市、春日井市、西尾市、小牧市、京都府、大阪市、塚原川市、兵庫県、南あわじ市、奈良県、鳥取県、島根県、出雲市、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、久留米市、熊本県、大分県、宮崎県</p>	<p>〇市町村においても、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人住民税の賦課業務等において、所得税と住民税の課税計算時に特定株式等の配当等や譲渡所得等の申告の選択ができるようになったところではあるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても寄附先などが分からず職員が税務署でコピーする作業を行っている。令和元年度の5月度の実績は、延べ16人、120時間を要している。</p> <p>〇当市の市県民税の賦課業務においても、書面で申告された場合の添付書類については、賦課徴収業務等において、必要になるため、職員が税務署で転写作業を行っている。当該業務内(3税務署)において、3月～4月の間に集中的に転写作業を行い、本年については、転写枚数は約5万枚、従事日数は79日(全事務所計)、従事職員は211人(延べ)であった。転写のためのコピー機も税務署へ設置させていただいており、費用負担も大きい。</p> <p>〇支障事例のほかにも、株や配当の種類が不明なものや、申告書内容について不備があるものについては、毎月1名、4、5月は8名の職員が交代で数日、税務署で添付書類等の確認やコピーする作業を行っている。</p> <p>〇固定資産税分野では償却資産の賦課及び確認のため、対象部分のデータ提供が必要だが、現在の所データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている(3名×4日程度)。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。住民税賦課及び確認についても、収支内訳書等、添付書類が必要であるが、書面で提出された場合、国税連携システムでデータ提供がされおらず、職員が税務署でコピーする作業をおこなっている。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。</p> <p>〇当都道府県においても、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等の添付書類が必要不可欠である。しかしながら、これらのデータは国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がなく、職員が税務署にて必要な資料の閲覧・複写作業を行っている。これらがデータ連携されることで、職員による複写作業の大半が不要になると見込まれることから、当都道府県における個人事業税の賦課徴収業務等においても、事務の効率化が期待できる。また、償却資産部門においても当システムを利用して、上記と同様の理由から、同様の効果が見込まれる。</p> <p>〇当市の市県民税の賦課業務においても、書面で提出された場合は、収支内訳書や所得の内訳等の添付資料が連携されないため、職員が税務署に添付資料のコピーする作業をおこなっている。具体的には、確定申告書2表にて所得、専従者、扶養の内訳が不明又は別紙添付になっており置かざるものについて調査を行っている。確定申告書2表にて内訳が分かるよう記載又はデータ連携が可能になれば、職員の負担軽減が見込まれる。</p> <p>〇提案県と同様、当県税務事務所の職員が税務署へ出向いてコピーを行う手間が発生している。当県の状況は、多いところで、1～2台のコピー機を税務署に設置してもらい、2～4人が出向いて1週間程度をかけた集約的にコピーを行っており、提案いただいたようにデータ連携がなされれば負担の軽減につながると思われる。</p> <p>〇国税連携システムにより提供された申告書情報を基に個人事業税の賦課業務を行っているが、書面で申告された添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書)は、国税連携システムでデータが提供されないため、事前にリストアップしたうえで職員が税務署に出向きコピーする作業を行っている。この作業は、税務署において申告関係書類の編纂作業がある年度終る5月末から6月上旬ごろまで行うことができないが、個人事業税の賦課入力期限が7月上旬であるため、それまでに税務署での作業を終え、賦課内容を決定している。個人事業税の賦課決定までにかける期間は限られており、書面で提出された添付書類を国税連携システムにより画像イメージデータにより提供されその内容を確認することができれば、より効率的な賦課事務が可能となる。例年、6月中の税務署におけるコピー作業は、多いところで職員4名程度が延べ10日程度(延べ約40人)を要して行っている。</p> <p>〇提案団体記載のとおり、書面で申告された所得税申告書の一部をデータで受信しており、確定申告書A及びBのデータとして、第1表及び第2表のTIFFデータと、第1表のXMLデータを受信している。第2表のTIFFデータは、そのままは本市の税システムへ取り込めないため、ハンチにより取込データを作成している。一方、データ提供されていない確定申告書の添付資料(収支内訳書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書など)については、当市職員が税務署を訪問し、コピーする作業を行っている(※税務署訪問月:4・5月、訪問人数:3人、訪問日数:10日程度、調査件数:1,300件程度)。第2表のXMLデータ及び添付資料の電子データを送信いただくことで、限られた期間内で実施している個人住民税の当初課税業務を円滑かつ効率化を進めることができる。</p> <p>〇当市も同様に国税連携システムでデータが提供されていない紙ベースの所得税青色申告決算書、収支内訳書を税務署で約2週間かけコピーする作業を行っている。当市は肉用牛育成農家が多く、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」や外国税額控除の計算に必要な「外国税額控除に関する明細書」など住民税課税における基礎資料を必要としており、その都度、税務署に取りに来るよう言われている。税務署から市役所までの距離が遠く、書類を取りに行ける時間のロスが大きい。</p>	
114	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	<p>交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。</p>	<p>交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び課税配布金特別会計)から、県・市町村に2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。</p> <p>各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日中で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、裁決及び発出を行わなければならない。</p>					<p>道路交税法附則第16条</p>	<p>警察庁、総務省</p>	<p>岐阜県</p>	<p>平成31年3月20日付け総務省大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)</p>	<p>川崎市、山口県</p>	<p>〇交通安全対策特別交付金において、県内各市町分(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町への支払までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMS II」を利用した歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発出等事務処理を行う際(支障)をきたしている。</p>
118	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料としての不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	<p>不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。一方、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第302条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。</p>	<p>【現行制度】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。</p> <p>【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多大となっている。※平成29年度収集実績:約11万5,000件(4回数の見直し)、登記所への出張回数:約1,000回</p> <p>全国地方税務協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。</p> <p>【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。</p>					<p>地方税法第20条の11、第382条第1項</p>	<p>総務省、法務省</p>	<p>埼玉県</p>	<p>全国地方税務協議会「平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート」(平成30年8月実施)※一部抜粋</p> <p>平成31年4月26日発出総務省第31号「市町村長と登記所の間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」</p>	<p>青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県</p>	<p>〇当県においては、登記所に出向くことなく、市町村より紙ベースでの登記簿情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。</p> <p>〇課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局へ出向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写し、事務所での意図・電話対応が手薄になるといった問題もある。</p> <p>〇昨年秋に、共同住宅の敷地が地上権であったもの所有権確認し、資料収集したことである課税額が判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127棟、約988万円の課税額誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記簿を写真機撮影課税資料とすること、②登記簿を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。</p>

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									団体名	支障事例			
122	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県を經由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県經由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せず国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。【制度改正の必要性】したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考えられる。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考えられる。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。なお、制度改正によるデメリット、特に収益の均てん化における助言等がでなくなるのではないかと指摘があるが、均てん化については、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行うものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県	川崎市						
126	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5回目の誕生日)が本年12月に到来する。更新手続きは事務処理要領に基づいて行が、マイナンバーカード等の暗証番号を失念している場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。また、利用者が電子証明書の暗証番号を失念した場合、暗証番号を初期化し、再設定する必要がある。本市では初期化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めているが、市によって運用が違っているため、申請者からの問い合わせ対応に苦慮している。更に、更新時期が近づくにつれ、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。 ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者：2,000人以上	市民側としては、ホームページ等でマイナンバーカード更新手続き等の留意点が周知されることで、自治体に個別に問い合わせる手間や更新手続き時に書類の不備等による補正の手間を減らすことができ、円滑に手続きを行えることが期待できる。また、自治体側としては、住民異動手続きと並行してマイナンバーカード等の更新手続きを行う必要があることから、留意点が示されることで新任の職員であっても円滑な対応が期待でき、職員の負担軽減につながることを期待される他、全国統一の事務処理を行うことで、市民からの問い合わせ等が減少することが考えられる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 ・公的個人認証サービス事務処理要領	総務省	大府市		大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、新潟市、横川市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、小牧市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、串本町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市	○今後の更新手続きについて不明なため、住民への説明が困難になっている。 ○電子証明書の更新時期が集中することにより、窓口の混雑が想定される。市民への周知も要することから、早めの情報提供と手続の簡素化を望む。 ○本市としても20才以下のマイナンバーカードの更新や電子証明書の更新対応について、検討課題として大きな課題としている。 ○電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新と異動時期が重なり、全自治体において窓口が大混雑することは容易に予想される。できるだけ早く詳細を決定し、市民に周知する期間を一定期間設ける必要があると危機感を持っている。新たにマイナンバーカードを申請することをPRすると同時に、更新についてもPR力を入れないと、結局市民のマイナンバーカードに対する不信、不満が避けられないと考える。 ○マイナンバーカードの更新には、有効期間内の申請が必要で有効期間満了の3ヶ月前から申請できることであるが、どの時点までどのような状態となれば有効期間内の更新が可能なのかなど不明な点があり、窓口トラブルのもととなりうる。 ○緊急に国がホームページ等で留意点を示すとともに、各市町村にも更新時の手数料を含めきちんとした方針を示していただきたい。市民への説明に苦慮することとなる。 ○更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、提案団体と同様に問い合わせ対応に苦慮している。 ○電子証明書の更新時期が住民異動の時期と重なり、窓口が混雑することは必至である。また、更新にあたり、暗証番号の失念や代理人申請等により手続きが増え、更に混雑することも予想される。 ○本市では暗証番号失念による初期化にあたって、事前に問い合わせがあれば必要書類等を案内しているが、窓口へ直接来庁する場合や高齢者が増加する中、代理人による申出も増えている。代理人の手続きでは1回の来庁では提示できないものもあり、再来庁を余儀なく(お断りしている状態)である。初の更新時期を迎えるにあたり、想定されるQ&Aや手続きに必要な書類について国のマイナンバー関係のサイトに掲載されることを求める。 ○マイナンバーカードや電子証明書に関する住民の認識はまだ低く、今後、自治体の窓口等で更新手続きの説明などに要する時間が増えることが予想される。自治体の事務負担の軽減が図られるよう、住民の認識を高めるための統一した情報発信を行っていただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続に関して、手数料の徴収の有無など未決定となっている部分がある。また、それぞれの案内通知を送付する必要があるが、更新手続は有効期間終了の3ヶ月前より受付できるとの案内となっていたため、そのための案内文書案などを早急に示していただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新に関しては、更新時期の周知主体、周知方法、手数料の有無等の必要な情報が現時点においても明確にはなっていない。 ○当自治体でも、電子証明書に限らず、カードに関する手続の際に暗証番号再設定が必要になる事例が少なくない。しかし、マイナンバー総合サイトには、手続ごとに必要な書類や流れの明示(継続利用時に暗証番号がわからなければ再設定が必要、等)がないため、来庁時に手続を完了できず、住民が国に直接問合せる事例も発生している。			
132	B 地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる。または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大幅に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めるが調査を行っており、非常に効率が悪く、また、調査員の募集にあたっては、地域自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼して、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減のため、調査員のなり手がなく、見つからない場合は、しかたなく自治委員にお願いして調査員をやっていたことが多い。そのような状況で、自治委員からは「今のやり方では、調査区が自分の自治会の範囲を超えているので分らない。」「自分の自治会のエリアの調査区なら何とか把握できるので調査員をしてもよい。報酬を下けてもよいから自治会単位の調査区域にしてくれないか。」という声があがっている。	担当する調査エリアと、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアを一致させることで、調査エリアの地理や実情に精通した自治委員などに調査員を依頼しやすくなり調査員の確保が容易になる。	・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査調査区設定の手引き	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、福井市、豊橋市	○担当する調査区が複数の自治会にまたがってしまっていることで、自治会推薦をお願いすることが出来なくなる場合がある。調査区と自治会が同じエリアになることで、依頼しやすくなり、担当の調査員も調査区内を巡回しやすくなる。 ○本市においても、大規模調査の調査員の推薦については各行政区長に依頼しているが、調査区が複数の行政区にまたがっていることで、「自分の行政区以外の部分は調査しづらく負担が大きい」等の声があがっており、調査員の確保や調査の効率的な実施の妨げとなっている。 ○本市においても、一部の町内会及び自治会等(以下、町内会と記載)から、国が指定する調査区の範囲と町内会の範囲が異なるため、調査員を受け入れることができない旨の申出を受けているところである。				

総務省(内閣府と関係府省)との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
133	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の定数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から示された人数を配置することとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。		総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町		山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、串本町、高松市、宇和島市 ○登録調査員が減少する中、調査員の確保が難しくなっている。予定がある人、一部なら従事が出来る人などが補い合うことが出来れば、より調査員を確保しやすくなる。 ○調査員の人数について、定められた人数によらず、委託費の範囲内で市町村が独自に決定することができれば、調査員の確保が現状より容易になる場合がある。 ○国の手引きによると、調査員は原則、3調査単位区に一人の割合で配置、もしくは、地域の実情により2調査単位区に一人の割合で配置するよう推薦することとしているが、調査員の高齢化や仕事をもちながら調査員業務を行っている人も多く、県内の市町においても、調査員の負担を軽減させるよう、例えば一人が受け持つ調査単位区数を減らしてほしい等の意見は出ている。 ○調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の実情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 ○前調査では調査員1人2調査区区か3区で、原則各区がとびとびの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいが2区は頼みにくい場合がある。			
134	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定委託事務)を、(市町村)を経由しないで、国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の担い手を自治委員や地域の方へ探してもらったり、登録調査員を活用しながら推進を行っているが、過疎・高齢化が進む中、担い手を確保することが年々難しい状況にある。また、本市のような小さなまちで、過疎・高齢化が進む自治体は、同様の課題を抱えていると思われる。働き方改革を推進するなか、市町村職員が行う事務の大幅な削減につながる。	・統計法 ・統計法施行令	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町		山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、荒川区、福井市、越前市、長野県、諏訪市、高山市、浜松市、豊橋市、津島市、西尾市、田原市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、出雲市、高松市、宇和島市、大牟田市、大村市 ○本市においても、調査員の高齢化、働き方の多様化等により、基幹統計調査に係る調査員の確保には苦慮しているところであり、登録調査員の地、過去の調査経験者にも依頼している状況が傾いている。 ○首都圏の住宅地である当市も調査員不足は問題であり、今回の住宅・土地統計調査は、調査員ひとりひとりの担当調査区の増加によって対応した。調査員の負担の増加によって、交通事故や紛失事故のリスクが高まる。 ○当市の調査活動は登録調査員の中から推薦している。現在の登録調査員は高齢化が進み、新規登録調査員の確保に努めてはいるが厳しい状況である。そのため、多くの調査員を必要とする調査は、担い手を確保することが困難になってきている。その他にも、インターネットやタブレットを使用した調査も増えてきており、高齢の調査員は苦手意識が強く、調査の担い手の確保に苦慮している。 ○調査員確保が年々困難となる中、調査員調査のやり方は、事故等安全対策面のリスクが高まる。委託手続き、相手先の不在、経費が折り合わないなど、市町村が委託できる環境にない。 ○本市においても調査員のなり手不足が課題となっており、自治会からの協力も得ながら確保している状況にある。しかし、近年は定年延長(再雇用)の一般化も影響し、地域活動における担い手不足が深刻化している。 ○調査員の確保につなげるために、調査内容を理解しやすい説明資料の作成や問合せ対応など、調査員事務の負担軽減に取り組んでいるが、その取組により市職員の手間と時間を要している。			
135	B	地方に対する規制緩和	その他	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でやり取りする。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	検査は3年に1度、前回検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成を依頼され、こちらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込んでの上で基礎数値の錯誤等の確認を受ける。検査対象となる基礎数値項目は各年度の交付税算定同様、膨大かつ多岐に渡るものであり、何千もの項目について数箇月程度をかけ、全庁的に確認作業及び調査票の作成を行う。その上で実地検査は2〜3日かけて行われ、その間は膨大な資料の持ち込み、検査当日の説明、立ち合い、記録等、財政当局ほか各局連絡担当者及び担当項目の説明に係る所管部署担当者も数多く対応に当たる。実際の検査では当初算定から変動があった数値(錯誤)を中心に根拠資料をもとに一つつつ説明する形が取られており、その場で突発的な指摘もしばしばあるため、広く準備を要するほか、その場で答えきれないものについては後日対応となる場合もある。	実地検査に要する会場設営・庁内事前準備・当日職員の対応等の事務が不要となり、また総務省検査官も現地に行く必要も無いことから双方の事務負担軽減となるだけでなく、提出書面へ入って必要に応じてポイントで指摘ないし確認を行えることからより効率的である。また、この方式を都道府県下で調査が行われる各市町村についても適用することにより同様の効果が得られる。財政健全化に努めた結果、普通交付税不交付団体になっているが、メリットよりデメリットの方が大きいと言った意見も議会等からも出ている中で、普通交付税不交付団体になっている団体において、1つのメリットとして事務の軽減を図ることができる。	地方交付税法第17条の3	総務省	川崎市		平塚市、豊橋市、京都市、豊中市 ○提案と同様、事前の準備に多くの時間を要している状況である。また、当日出席してもらう担当課が多く、その時間調整や膨大な資料の搬入など、財政当局及び事業担当課ともに多くの負担が生じている状況である。 ○3年に1度行われる地方交付税法第17条の3における交付税検査の実地検査については、2日にわたり財政部局の担当者及び担当項目の所管部署担当者が対応している。実地検査が書面検査になることで、事務担当者の事務の軽減及び確認作業の効率化が図られると考える。		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
141	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法上の個人情報取扱いの見直し	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する場合に、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていただきたい。	問題が発生するような空家については、相続人が、自らが相続人であるという事実を行政からの連絡を受けて初めて知り、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。 本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すとき、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないため、他の相続人の連絡先を知りたいと提供してほしいと言われることがかなり多い。 本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上可能ではないために、情報の提供を行うことができず、相続人同士の協議が進まず、空家対策が停滞する事態が生じている。 また、ある相続人が、空家対策に消極的であるために情報提供に関する同意を拒否したために、積極的である他の相続人が行動を開始することができないといったケースもある。 同意を得られる場合であっても、適正管理を促す連絡を受けてから、再度、他の相続人に対して、情報提供に関する同意依頼を发出し、同意を得た上で依頼人である相続人にその情報を提供する、といった段階を踏んでいると、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1～2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまう。(同意依頼を发出しても、全ての相続人が返送してくれるとは限らない)また、適正管理依頼の发出後には、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等に対する措置を行う案件に限定し、行政が把握している相続人の住所等の個人情報を関係する他の相続人に提供することが可能になれば、相続人間で空家等の今後の方向性について協議することができ、解決に繋げることができる。	・空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	高島市		空室市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、浜松市、草津市、加古川市、大牟田市、大村市、五島市、宮崎市	○本市の事例においても、相続人が複数に渡る場合で、特定の相続人が問題解決に向けた司法書士等を介して他の相続人との連絡を取って進んでいる例がある。但し、支障事例にあるように全員と連絡が取るのに難航している状況である。今後、増加していく空家等の問題に対しスピーディーな解決を図るためにも、個人情報等に保護についてある程度緩和される必要があると考える。 ○本市でも、提案市同様の問題が発生している。相続人が複数存在し、他の相続人を全く知らない場合があり、お互いに話をすることは不可能である。本市では、他の相続者が知りたいため、弁護士に頼ってもらうよう伝えられているが、費用が莫大にかかるため、実際には動いてもらえない。 ○本市において、相続人が多数いるにも関わらず相続がされず、法定相続人が多数となっている場合、各相続人への通知等は、通知人の名前の他は相続人の数しか示していない(税情報に含んでいる)ため、相続人同士がつながらず、問題が進まないケースは多い。 ○相続人が多数になるケースで、相続に向けて前向きに動いてくれそうな相続人に行き当たることがあるが、相続人が多数であること、またその情報を提供することができないことを聞くと、そこで諦めてしまうケースを何度も見た。また、市からの助言・指導の通知を見た相続人から、被相続人からの関係(相続関係図)の説明を求められることもあった。市が行った相続人調査と同等の調査を個人で行うのはほぼ無理であり、司法書士等に依頼した場合も金銭的に割りが合わない。 ○本市において、空家対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を送付した場合、受け取った相続人から、他の相続人の連絡先を提供してほしいと言われることがあるが、法の規定で第三者への情報提供ができないので、相続人同士の協議が進まないため、空家対策が停滞する例も少なくない。相続人からは空家の存在すら知らず、相続人同士が全く知らない場合もあったが、連絡先の提供に同意を得て提供を行い、相続人同士で話し合い解決に向けて進展するケースもある。しかし、すべての相続人が連絡してくれるわけではない(無視、何の連絡もない場合もある。)相続人の情報提供の同意を得るのに一定期間を要するので事務が非効率になる。 ○相続が何世代かかわる場合、相続人同士が連絡先を知らないケースも多い。1人の相続人が、相続協議の目的で、他の相続人調査をすることはできるが、手間と費用をかけたがらず、自治体に取りまとめてくれれば協議に応じると主張されることがある。 ○本市でも老朽の進んだ空家があり、特定空家への認定のため立入調査をおこなった案件があるが、対象が区分所有の長屋である。このため、各所有者に今後、指導、助言等の文書を送付することになるが所有者間の情報共有を行うことができないために解体等を進めようとしても困難な状況になると考えられる。所有者1名からは、解体を行いたいという意向があるが、他の所有者の情報について調べているが相続登記がなされていないため現在の所有者と連絡をとることができないので情報提供してほしいと相談を受けている。 ○本市においても、老朽危険空家の相続人に対して指導を行った際に、複数の相続人がいる場合は、ひとりでは判断できないと言われることが多々ある。しかし、他の相続人とは付き合いがなく、連絡先も知らないと言われるため、すべての相続人に対し、市から連絡をとらなければならない。本来、相続人同士で解決すべき問題であるにもかかわらず、市が間に入っていかざるを得ない状況となっており、この事務に過大な時間と労力を要している。市から相続人の情報を相続人同士に提供することができれば、相続人間で円滑に協議調整を図ることができ、老朽危険空家の問題解決につながると思える。 ○問題が発生するような空家については、相続人が、自ら相続人であるという事実を行政からの連絡を受けて初めて知り、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。本市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出すとき、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないため、他の相続人の連絡先を知りたいと提供して欲しいと言われることがある。この場合、行政が他の相続人の情報を把握しているにもかかわらず、第三者への情報提供ができないことにより、改めて情報提供に関する同意書を送送したり、同意を拒否されるなどのケースも想定され、空家対策が停滞する事態が生じてしまう。 ○空家については、数次相続などにより、所有者(法定相続人)が、自らが相続したことはもとより、不動産の存在そのものすら知らないことも多く、また、相続人相互の面識が無いことも多々ある。そのような場合、市から相続人各々に通知を送っても、他の相続人知らないことから、空家に対する措置に責任感を持っていないかつ、措置(売却等含む)をあきらめてしまい、放置されたままとなるケースが多い。また、そもそも市からの通知に全ての所有者から反応があるわけでもないことから、市が調整を行うことも困難である。 ○本市においても、相続人同士の絶縁・疎遠な関係に起因した管理不全状態のケースが多数ある。なかには法定相続人が数十人になり、ケースもあるが、相続人全員に対して同時に指導することは事務的に混乱を招くおそれがあることから、相続をまとめることができるキーマンを探すことから始めることとしている。しかしながら、ほとんどの相続人は当事者意識が低く、キーマンを見つけることは非常に難しく事務の負担となっている。 ○相続人のうちの一人が認知症にかかり、他の相続人はすでに相続放棄をしているので関係ないと言っているケースがあり、事情を伝えたくても伝えられず対応に苦慮している。		
144	B 地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税に係る登記情報電子データの提供	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けたい。	【課税制度】 不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を經由)又は不動産の所在地の市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第73条の18)。 【支障となっている業務】 不動産取得税の適正な課税を行うに当たっては、申告があった場合はその内容が真正なものであるかを確認するため、また、申告がされない場合は、所有権取得の事実を捕捉するため、官公署への協力要請(地方税法第20条の11)により県税事務所職員が法務局へ赴き、登記申請書簿冊を全て閲覧し、所有権移転登記に係る登記情報を書き写しており、膨大な作業を要している。(平成30年度における登記申請書の閲覧・書き写しについては、千葉県地方法務局及びその支所等15か所へ、地域を管轄する県税事務所職員が毎月4回程度(1回に2～4人)赴き、約10万件を書き写している。) 【規制緩和の必要性】 この収集方法は、調査に多くの時間及び人員を必要とし、また、書き写し誤り等による課税誤りの恐れがある。 【解決策】 「求める措置の具体的内容」とおり。	【提案実現による効果】 法務局調査で閲覧した内容の書き写し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正かつ、公正な課税徴収が可能となるほか、収集業務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。	地方税法第20条の11 地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県		(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ提言(総務省・法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○県においては、登記所に外向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、県において、県税事務所職員が毎月法務局に外向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写ししている。登記表、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初回者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。	

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
151	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防施設整備計画実態調査の調査方法の見直し	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は複雑で、その業務に精通していない(所管していない)職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じリスクが高い。この作業において、ミスが生じれば消防力(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	全国の消防本部等の事務負担が軽減できるのはもちろん、手作業による正確性に欠ける部分の解消にも繋がる。消防力(人員、施設、車両等)や消防水利の整備は、自治体の財政負担や住民の生命や財産に影響するため、その礎となる調査であることを考えると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)	総務省	熊本市		川越市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市	<p>○本市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作業作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。</p> <p>○本市においても、平成27年度の実態調査と同様の支障があった。現在は、GISで充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入されれば、他市の状況を確認できたり、統一された調査資料を簡略的作成することが可能になるため必要性を感じる。</p> <p>○提案事項における「求める措置の具体的内容」に記載されているとおり、本市においても市街地及び準市街地の地図作成に係る事務作業(地図上における手作業等)に時間を要しており、作業上ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためシステムの構築が必要であると思われる。</p> <p>○本提案のとおり、本市においても当該調査における労力及び時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が違えば多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば全国で統一した数値が期待できると思われるが、本市については今後近隣の市の動向を注視したうえで検討を重ねる必要がある。</p> <p>○メーカーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものとなるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用した中で、バックアップ体制をお願いできれば、負担軽減につながるものである。</p> <p>○昭和39年12月10日消防庁告示第7号消防水利の基準第3条第2項により、「消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一端が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。」とされており、縮尺比10,000分の1の白地図に手書きで用途地域を明示したメッシュ図を作成したうえで、当市の消火栓約5,200基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管管網図と照らしながら選別していかなければならないほか、有効な水利となる消火栓及びその他の水利も揃い出さなければならず、職員への負担が大きい。このことから、水道管管網図も取り込んだシステムの構築を要する。</p> <p>○当県においても平成27年度の消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの各消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別けを行っている状況である。また、消防水利についても手作業での区域別けの回答が多く、地図を作成することでの事務負担及び人的ミスが大きいと増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づら。</p> <p>○本市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づくあらゆる計算等に対応していれば、今後さらに活用できると考える。</p> <p>○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。</p> <p>○本市においても市街地及び準市街地の地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。このことから、実態調査等のデータから市街地・準市街地を容易に判別することができるソフト等の導入のほか、各調査項目のオンライン入力により業務を簡素化するなどの仕組みを検討していきたい。</p> <p>○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けるなどし、手作業で区域設定を行っていることから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと思慮される。</p>		
152	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の不動産の取扱いについての明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該不動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していた。	代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の不動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけではない。本団体の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部の他団体の事例も把握しているが、不動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	代執行時の不動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の不動産を適正に管理することができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	熊本市	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	<p>○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には不動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一ルールを設けてほしい。</p> <p>○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。</p> <p>○本市において同様の支障事例は生じていないが、指針の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。</p> <p>○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考ええる。</p> <p>○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の不動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理したが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指針を示してほしい。</p> <p>○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の不動産の取り扱いについて、統一ルールがある方が望ましいと考える。</p> <p>○本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、不動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。</p> <p>○本市が実施した略式代執行において回収した不動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを検討していることから、保管期間を定めずに相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案市のように、不動産の保管が負担になるケースは今後にも発生すると思われる。また、保管期間経過後において処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでには、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行令書等において不動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が不在のケースにおいては、公告により不動産搬出を触れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の不動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工程に合わせて家財道具等を処分できることとし、さらに、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。</p> <p>○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、不動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。不動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一した基準が求められている。</p> <p>○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に不動産などが存在する可能性があり、苦慮する問題の一つと考える。</p> <p>○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置不動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。</p>		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
157	B	地方に対する規制緩和	その他	許認可事務に法律や施行規則で法人登記簿本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体が登記情報提供サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。	法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿本(登記事項証明書)の提出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点から有意義である。また、内閣府が進める各省庁のデジタルガバメント中長期計画(※:法務省)において、法人登記情報の連携が国の行政機関間でなされる見通し。当該情報連携の対象を、地方自治体にまで広げることで、地方の電子化の推進を図り、事業者のさらなる時間的・コスト的負担の軽減に繋がることから、より一層の効果も期待でき、国の施策にも合致するものである。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	内閣府、総務省、法務省	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合		埼玉県、新潟市、愛知県、島根県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなされていた例がある。		
163	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	公営企業型地方独立行政法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人や公立大学法人と同様に地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経費基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする法改正が、本年5月に成立したところである。一方、公営企業型地独法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目のない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業(※)を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性・自立性を阻害している。	地独法人所有資産の有効活用による自己収入確保が可能となり、医療水準向上や財政基盤強化が図られ、法人の自主性・自立性の高い運営による医療提供の充実を図ることができる。	地方独立行政法人法第21条第3号及び第7号、第82条	総務省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	宮城県、埼玉県	○当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承租資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院局が所有する土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法82条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するため、本来の事業に支障を来すものとなってはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けができれば社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。		
167	B	地方に対する規制緩和	その他	住宅・土地統計調査における調査表の二段階配布方式の見直し	住宅・土地統計調査の調査対象世帯に対して、オンライン回答用の調査書類(ID・パスワード等)を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象全世帯を訪問し、面談の上で紙の調査票を訪問し、面談の上で紙の調査票を配布するといった、二段階配布方式の見直し、調査書類等の最終の配布時にオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を可能とすること(平成25年度本調査実施時は同時配布)。また、自治体ごとの数量で選択可能とすること	【制度概要】平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象全世帯を訪問し、面談の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。【懸念材料】オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは確証がなく、インターネットに不慣れな高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。【支障事例】二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られにくく、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いる状況である。	【提案の実現による住民の利便性等の向上】スマートフォンの普及やネット環境の整備の充実などにより、インターネットでの回答が可能な世帯であれば、調査員との接触や時間的制約を最小限に抑えられるオンライン回答を選択する可能性が高くなると思われる。初回訪問時に、調査の趣旨及び回答方法選択可能な旨を説明すれば、二回目は未回答世帯のみを訪問し、回答を促すのみとなるため、シンプルな構造となり、調査対象世帯との間に混乱も生み難く、事務負担の軽減が期待できる。【制度改正の必要性】統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。	統計法 住宅・土地統計調査規則	総務省	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	札幌市、旭川市、盛岡市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山県、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、愛媛県、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎県	○平成30年住宅・土地統計調査において、当市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。○インターネット回答を促進するため、平成30年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式については、調査方法の複雑化や、調査員や市町村の負担が増加し、関係市による調査事後報告会においても、次回調査においてオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を希望する市が大半であったところ。○直接面会せず、オンライン回答用IDをポストインするだけでは、調査への協力を得られにくいだけでなく、本当に行っている調査なのかの問い合わせが来ることも多かった。また、インターネット環境がなく、紙の調査票がほしいといった世帯からの問い合わせも相次いでいた。○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。○初回訪問後、調査対象世帯にはオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の仕事負担が大きかった。○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減につながっていない。オンライン回答用の調査票は、ポストインのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってもわかりにくく、現場に混乱が生じた。		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
183	B	地方に対する規制緩和	その他	公的年金の特別徴収における還付金の取扱いはかかる地方税法施行規則の改正	地方税法施行規則を改正し、年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。市町村が日本年金機構等より口座情報に関する項目を設けることで、還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、併せて扶養家族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。	地方税法施行規則第17条(別表(二)第十七号)の二様式 地方税法第三百七条の三の三 地方税法施行規則第2条の三の六	総務省、厚生労働省	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	旭川市、ひたちなか市、小川町、台東区、川崎市、海老名市、小平市、諏訪市、浜松市、島田市、蒲原市、寝屋川市、南あわじ市、串本町、山口市、徳島市、高松市、八幡浜市、新居浜市、五島市、中津市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○当市では、毎年約1,100件程度の年金仮徴収の還付が発生し、還付口座が不明の人が多いため、まずは還付通知書ではなく、還付対象者全員に還付発生連絡通知と口座振替依頼書を送付し振込口座の確認を行っている。市民税の当初通知書に口座振替依頼書を添付し、振込口座の電話連絡の対応も件数が多い。また、対象者から年金振込口座がなぜわからないかという質問を多く受ける。加えて、判明した振込口座の入力後(8月中旬)に還付が可能となるため、当初通知と還付までかなりの時間を要しその間振込はいつかの間合わせも多い。事務の効率化及び、還付対象者の負担軽減、スムーズな還付のため、年金振込口座の情報提供が可能となる制度を希望する。 ○歳年、公的年金の特別徴収分について還付が大量に発生する。還付金の振込先の口座情報の取得に郵便物、用紙及び封筒の消耗品に並び印刷費がかかり、事務も煩雑になっている。提案が実現すれば、還付担当者にとっても、請求書記載等の労力がなくなり、負担軽減につながる。 ○当市の仮徴収分の還付対象者のうち、還付先口座の確認依頼が必要となるものは全体の半数に及んでいる。年金受給者が現に年金給付を受けている口座情報を得ることができれば、還付先口座の確認事務が軽減されるとともに、振込エラーの発生を抑制することができる。また、市民にとっても手続きを行う必要性がなくなり、年金受給口座への還付により還付金の把握が容易になると思われ、市民サービスの向上につながると思われる。 ○当市の還付対象は平成30年度で約4,600件(4月:1,400件、6月:1,800件、8月:500件)である。当市では還付にあたって、過去に市税の還付を受けたことがある者、市税の口座振替をしている者については口座情報を照会することなく、当該口座に振り込む旨を通知の上で振込を行っている。上記に当たらない者は文書で口座照会を行うが、記載誤りや口座解約などのエラーを合計しても振込エラーは20件前後である。電話問い合わせについては、口座照会の記入方法を確認するものが大半である。年金振込口座の情報提供がされれば基本的に口座照会が不要となる。 ○当市では、年金受給対象者に係る市税(料)の特別徴収において還付金が発生した場合、本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、返信しない場合は還付ができず還付未済金となってしまうことも大きな課題の一つとなっている。 ○当市では、年金特徴徴収分の還付が約3,800件(4月:1,600件、6月:1,800件、8月:400件)あり、振込エラーに関しては、疑問に思う点があれば過去の還付振込履歴等を照らし合わせるなどして最小限に抑えているが、還付振込依頼書での記入不備(遅れ)や押印遅れによる返送件数が通常分の還付と比べ多いため、返送することにより還付の遅れや、再送がない場合もある。また、年金特徴徴収分は4・6・8月分と最大3回あるため、還付対象者の市民から「口座情報といった個人情報(毎年)何度も書きせいでほしい」、「年金から天引きした税金だから、年金の振込口座へ還付してほしい等」といった要望も多い。制度改正により、振込エラーを始め、不備による再送により還付の遅れや、再送が無く還付未済金となる件数の軽減など、手続きを減らすことや迅速な還付が出来ることから、市民サービスの向上が期待出来る。 ○還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者から「年金は口座振込なのになぜ口座が分らないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約700件あり、振込エラーは10件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。 ○還付通知時に口座振込依頼書を送付しているが、記載誤りの確認作業や依頼書が返送されないことがあり、還付までの期間が長くなる場合がある。確実に口座情報を得ることと正確な還付処理事務ができ、還付未済の大幅な減少につながる。 ○当市において口座情報が把握できていないため、還付の手続きが煩雑になっている。 ○当市においても、還付対象は約1,500件あり、対象者へ通知書と口座振込依頼書を郵送し返信を求めている。しかし、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっているだけでなく、対象者からは、「年金は口座振込なのになぜ口座が分らないのか」といった問い合わせも多い。日本年金機構等から口座情報の提供を受けることが出来るようになった場合、口座情報を取得する手段、管理、取り込みに対するシステム改修費の発生や還付額等の可能性も考えられるが、提案内容と比較考慮した場合、制度改正は必須とされている。 ○還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者から「年金は口座振込なのになぜ口座が分らないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約3,000件(4月:1,100件、6月:1,800件、8月:100件)あり、振込エラーは数十件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。 ○当市も同様に、還付処理を行う際、口座情報の確認に人的、時間的なロスが発生している。 ○当市においても同様に口座情報を把握していないため、本人へ通知の上還付を行っているため、同様の支障がある。 ○提案の実現により、当市においても還付通知への口座振込依頼書及び返信用封筒の同封、返信後の口座情報のシステム入力など、事務負担の軽減が見込まれる。また、返信用封筒に係る印刷製本費や通信運搬費の削減も期待できる。(※当市の還付件数…約850件) ○当市でも同様に昨年1,153件の還付が発生しており、対象者に還付先を問い合わせている。口座情報について返信を求めているが返信がない、振込エラーが発生するなど事務に支障をきたしている。また、他市同様「年金は口座振込なのになぜ口座が分らないのか」といった問い合わせを何件かいただいている。 ○年金受給対象者に係る住民税の特別徴収において、還付金が発生した場合、市から還付対象者へ通知のうえ還付金支払処理を行っている。市が口座情報を把握している場合は、その口座へ還付通知とともに還付金支払を行っている。しかしながら、口座情報を把握していない場合、還付対象者へ一旦、還付通知を送付し、口座情報の連絡を受けた後に還付金支払処理を行っている。また、還付通知を送付してもなかなか返信がない場合は、再通知等を行うなど事務負担が大きくなっている。 ○還付未済に動向状や請求書を送付しており、その事務負担が大きい。 ○対象者本人の口座情報記載誤りにより振込不能となることも多く、その対応にも労力を要している。 ○還付金が発生する方で振込口座が不明の方については、過誤納金還付通知を送付し、口座振込依頼書を提出してもらうようにしているが、返送がなく還付できない場合がある。 ○当市の対象件数(平成30年度)は2,824件(仮徴収4月分:1,017件、6月分:1,386件、8月分:421件) ○毎年4月6月分の仮徴収分にかかる年金特徴の還付を7月下旬に合わせて発送している。 ○約2,000通発送して既に口座登録をして頂いている方が600人程で残りの1,400人に対しては振込口座の登録用紙を同封しているが、対象者が高齢のため、記入誤りが多々発生して振替金融機関からの口座記入誤りの指摘がある。この時期、毎月約30件の振込が出来ずにいて、正しい口座番号の聞き取りも困難な場合があり確認作業に手間取っている。 ○口座番号が事前に分かっている場合は、口座記入用紙と返信用封筒の同封作業も要らず、印刷と郵送経費も少なく済む。さらに事後の事務処理がスムーズに行える。 ○当市においても同程度の件数の還付対象があり、通知発送後に対象者より「年金を受け取っている口座に還付してほしい」という要望の問い合わせもある。 ○当市においても、個人市民税・府民税納税通知書(当初課税分)の送付後、還付通知書を送付しており、4月分:約7,500件、6月分:約10,000件を送付している。提案内容としては、受給者が年金支払報告書の様式に記載した口座情報を日本年金機構より提供を受けることで、市町村が対象者に口座情報の確認を行う事務が無くなり、一定事務の軽減となる。日本年金機構から提供された口座情報を用いる場合、税務事務システムの課税用のシステムに連携される還付対象者情報を還付処理に結び付け、過誤納データ作成時に口座情報を連携し支払いを行い、還付通知のみを作成する処理に改修を行うことで事務の効率化が望めるもの、改修が課税・収納の各システムに及ぶことから、大規模な改修となる可能性があり、予算の確保が懸念される。 ○当市においても、仮徴収分にかかる還付件数が、約1,000件程度ある。税務部門が口座情報を得ることで、振込エラーに対する対応が早くなり区民サービス向上につながると思われる。 			
196	B	地方に対する規制緩和	その他	地方議会議員選挙の立候補に必要な立候補書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時において容易に住所が確認できるよう立候補届に必要な添付書類に住民票を義務付けすること。 虚偽による立候補届を行うことを抑制し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、立候補者に住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書を提出させるとともに、選挙犯罪等による失権者と同様に虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること。	住所要件を満たさず被選挙権がない者からの立候補を抑制することにより、無効投票を最小化できる。	公職選挙法第68条第1項第5号、第86条の4第4項、公職選挙法施行令第89条第2項第1号	総務省	兵庫県、播磨町	盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、香松市、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市				

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・ 担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
204	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断における「乗用の自動車」に関する判断基準を明確にする。とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動自動車としての使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的な詳細な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特種用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特種用途である放送伝送車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等にこの旨説明していた。しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用」としての使用があれば放送伝送車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車も選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった。本市選管としては、東京都選管とも協議を重ねたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送伝送車の使用は認められないとの意見を一致した。この間、国に対して、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。このことについて、市選管では、国、都及び監視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明のまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項	総務省	八王子市		盛岡市、宮城県、川崎市、甲斐市、松本市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	○市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦しんでいる。 ○平成31年4月の市議会議員選挙の際、候補者から「軽トラックの荷台を覆って選挙運動用自動車として使用してよいか」との問合せがあり、「乗用としての使用」の判断に迷った。都道府県選管とも協議したが、「乗用」の明確な判断基準がないため、候補者への回答に日数を要し、立候補準備に支障を来した。 ○市議会議員選挙の際に、三輪スクーターを使用したいとの相談があり、県選管と市選管の見解が異なった事例があった。市選管では、軽自動車出資証(軽2輪車付)との記載があることから、道路運送車両法では「側車付軽二輪」として扱われるため、2輪車として使用できるとの判断をし、県選管と意見の一致をみたが、公職選挙法施行令の記載が複雑で解りにくく、候補者にとっても選管職員にとっても判断に苦しんでいる。		
211	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度に関する情報提供	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整から1年前に前倒された。よう十分な情報提供と地方との事前協議を行い、地方自治体への影響を検証した上で、導入を進めること。また、データ標準レイアウト改版は自治体の予算編成に考慮して早期に確定し、遅れる場合は、明瞭な段階で自治体に情報提供すること。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整から1年前に前倒された。また、データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要となるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	内閣府、総務省	神奈川県、さいたま市、横浜、川崎市、相模原市、藤原市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、町川町、開成町、愛知県、山梨県、愛知県	ひたちなか市、熊谷市、福川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、神戸市、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○データ標準レイアウト改版の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改修の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算積算も遅くなる。データ標準レイアウト関連様式をエクセルではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくなるべきである。エクセルのままでは見出し把握漏れが出る可能性がある。また、個別にQ&Aで出した仕様内容は必ずデータ標準レイアウト関連様式に追記・反映させるべきである。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体において、改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になる。改版内容が早期に確定されないと、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性が生じる。 ○データ標準レイアウトの修正はメール等で周知されないため、自治体側が能動的にデジタルPMOを確認する必要がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年次改版時期を年度後半にするよう技術的な見直しを要望する。 ○7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。 ○データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 ○情報連携開始が前倒したことにより、積算や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しくなった。データ標準レイアウト改版の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うこととなるため、改修内容が大きくなった場合の調整に苦しんでいる。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 ○当市においてもデータ標準レイアウト改版において、短時間でシステム改修や、機関間テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。 ○データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。			
219	B	地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大型研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これまで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される、KISTECのベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。 【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等を通じた社会還元が有効な手段として考えられる。また、外部資金の安定的確保についても確保がない現状では、出資の還元による自主財源の拡充が必須となっている。しかしながら、現行法の枠組みでは、国の独立行政法人(研究開発型)における出資は認められているにもかかわらず、地方独立行政法人(研究開発型)による出資は認められていない。そのため、出資によるベンチャー企業等への支援を行うことができず、地域におけるイノベーション創出を行う上で大きな障壁となっている。なお、地方独立行政法人である公立大学法人については、平成28年度に国立大学法人と同様に出資が可能となるよう法改正が行われている。 【解決案】 地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。	【効果】 ベンチャー企業を通して研究成果が社会に還元され、イノベーション創出に寄与する。その結果、ベンチャー企業の成長につながり、出資元へ利益が還元される。それにより、KISTECの自主財源の充実が実現し、更なる研究開発力の強化という好循環な環境が構築される。	地方独立行政法人法第21条	総務省	神奈川県				
230	B	地方に対する規制緩和	その他	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事業に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	川崎市、富山県、長野県、名古屋		

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
234	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」の文言を建築物に限定しない「設計業務」に改め、随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大する。加えて、同号の「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号を、プロポーザル方式の審査手続が可能となるよう改める。なお、政府調達に関する協定原文及び和訳文における同号に対応する部分の文言は「design contest」「設計コンテスト」となっており、建築物に限定した文言は見当たらない。	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、特例政令という。)の適用を受けシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価方式にて調達したが、発注に当たり、時代に即した最新技術を用いたシステムの仕様書を作るうえにも高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足にないまま進んでいった。	提案対象となる特例政令第11条第1項第6号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定するコンテスト形式、いわゆるコンペ方式を想定したものである。今回の提案により、特例政令の適用を受ける建築物に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを持つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたいと考えています。設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見えない形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕事書作成に要する業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号	総務省、外務省	長野県		川崎市、熊本市	○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術、創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。 ○システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。		
274	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に関する地方公共団体(市町村)への財産管理・入選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家に関する、地方公共団体による財産管理入選任、民法第25条～第29条、相続財産管理人(民法第91条～第99条)の活用が期待されているが、現行では、「利害関係人として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立ができない」とされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家庭裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家でなければ利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立ができないと、同空家等の活用や除却の進展が遅滞し、空家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。空家等の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、更にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第30条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	所有者不明の空き家に対し、地方公共団体による財産管理人制度の活用が可能になることにより、所有者不明の空き家の活用が促進される。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第91条～第99条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会		いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大原市、八尾市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等)にはまだ認定できないがあり、対応に苦慮している。 ○これまでに5件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税を債権とする税担課が申立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担課の調整が必要などとなり、空家担当課が実施したいものと必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。 ○本市では、条例に基づく応急措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる税情報については詳細に必要な情報に限定されており、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り利害関係人となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明もしくは相続人不存在が判明した時点で申立てができれば空家対策に有効であると考えられる。 ○本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考えられる。 ○本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどとなかなか、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのをみとめていないだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申立が可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものと考えられ、申立てに伴う裁判所への預納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。 ○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。 ○本市には、相続人不存在の特定空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、簡式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立てができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申立を行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。		
275	B	地方に対する規制緩和	その他	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていたが、使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明文の規定はない。昭和51年の名古屋高裁で未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。」との判決が出され、確定していることから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の新設等の手続きができる期間以降であれば、廃棄したとしてもそれらの効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	・保存スペースの確保が不要となる。 ・保存に係る費用を削減できる。 ・盗難や流出などセキュリティ上の問題が解消できる。 ・※保存にあたっては、施設できるスペースを確保する等十分に配慮するが、未使用の投票用紙が流出した場合、不正利用による選挙制度の信頼に関わる重大な事象が生じることとなる。	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月1日東京市長選挙無効等確認請求事件に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	総務省	指定都市市長会	盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大原市、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	○未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生み出したケースがある。 ○特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となっており対応に苦慮している。 ○保管並びに処分に係る負担が重く苦慮している。 ○即日前投票所や当日投票所の増設等で選挙用品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。			
283	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化	代執行時の特定空家等の中の動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という)上は規定がなく、ガイドラインにおいても、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間に係る統一ルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づき簡式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけにはない。家財道具や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部他団体の事例も把握しているが、動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の新訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確に示していただきたい。	代執行時の動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の動産を適正に管理することができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	指定都市市長会	須賀川市、三浦市、大垣市、多治見市、豊橋市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一ルールを設けてほしい。 ○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。統一ルールを明確にしてほしい。 ○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。 ○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み切れない要因と考える。提案どおりに特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考えられる。 ○平成28年度に簡式代執行を実施した際には、特定空家等の中の動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指摘を示してほしい。 ○本市では簡式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の動産の取り扱いについて、統一ルールがある方が望ましいと考える。 ○本市では、現在、法第14条に基づき行政代執行や簡式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、動産の取り扱いに苦慮するとも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。 ○本市において行った簡式代執行においては、家財一式が全て放置されており、動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一した基準が求められている。 ○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続の統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。			

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
287	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空き家に係る不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を与えたい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報からも空き家の属性を知ることはできない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえず、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、許容の相違放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しくとも限らない。特定空家等に至らない予備軍への適正管理の助言・指導を行っているが、空き家の属性が分からないままに所有者と相談を行っても、解体や利活用の具体的な提案が難しいため、助言・指導がスムーズに進まない状況となっている。こうしたことから、不動産登記法にて義務付けられている表題部記載を、所有者が申請していない事業を控み、当市の空家等対策条例の制定過程で所有者情報以外の情報利用について条文を盛り込もうとしたが、空家等対策推進協議会の弁護士及び市顧問弁護士より、前述の通知に「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。」と明記されていることを前提に、法に違反するため不採用となった経緯がある。	特定空家等に至らない予備軍の所有者への助言・指導を円滑に行うことが可能となり、空き家等の適正管理の促進に繋がる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号)	総務省、国土交通省	羽島市	別紙あり	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市	○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができ、また、建築年によって外観からは見えない部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。 ○同様の事業について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。 外観調査だけでは建物属性の情報が乏しく、空き家の利活用に向けた指導の判断材料としても固定資産税の所有者の情報は有効である。 課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。 ○未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報が有力な手がかりとなるが、固定資産の詳細に係る情報について、現法では明確に調査権が与えられていない。推定される所有者が既に亡くなっており、相続人が何代にも渡る場合など、所有者を特定するのが困難である。こうしたことから、未登記の空き家について、固定資産税の課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を法で明確化することが空家対策に有効であるため。		
288	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保険・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県經由事務を廃止すること。	【現行制度】 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。 また、社会保険・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。) 【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならず、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。 なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。 そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で取立て都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのには可成りなると考える。	年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなることと、国が補助事業者との間で直接交付事務を行うことで、より適正で迅速・確実な予算執行が期待される。	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保険・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省、厚生労働省	鳥取県		宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎市	○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保険・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負担がかかっている。		